

資料編



Q1 令和5年度当初予算の概要はどのようになっていますか？

● 令和5年度一般会計【歳入】予算の概要

歳入当初予算額 49億9,600万円

(単位：千円、%)

区 分	年 度	令和5年度		令和4年度		予算額比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1	町 税	482,375	9.7	467,759	9.7	14,616	3.1
2	地 方 譲 与 税	105,453	2.1	109,744	2.3	△4,291	△3.9
3	利 子 割 交 付 金	120	0.0	182	0.0	△62	△34.1
4	配 当 割 交 付 金	1,386	0.0	744	0.0	642	86.3
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	723	0.0	1,123	0.0	△400	△35.6
6	法 人 事 業 税 交 付 金	7,371	0.1	7,062	0.1	309	4.4
7	地 方 消 費 税 交 付 金	128,398	2.6	119,751	2.5	8,647	7.2
8	環 境 性 能 割 交 付 金	6,509	0.1	9,458	0.2	△2,949	△31.2
9	地 方 特 例 交 付 金	1,729	0.0	2,359	0.0	△630	△26.7
10	地 方 交 付 税	2,368,000	47.4	2,440,000	50.7	△72,000	△3.0
11	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	701	0.0	701	0.0	0	0.0
12	分 担 金 及 び 負 担 金	25,648	0.5	27,136	0.6	△1,488	△5.5
13	使 用 料 及 び 手 数 料	30,939	0.6	29,410	0.6	1,529	5.2
14	国 庫 支 出 金	380,431	7.6	408,351	8.5	△27,920	△6.8
15	県 支 出 金	303,454	6.1	302,052	6.3	1,402	0.5
16	財 産 収 入	5,286	0.1	7,348	0.2	△2,062	△28.1
17	寄 附 金	100,001	2.0	100,001	2.1	0	0.0
18	繰 入 金	485,681	9.7	265,110	5.5	220,571	83.2
19	繰 越 金	10,000	0.2	10,000	0.2	0	0.0
20	諸 収 入	80,095	1.6	78,409	1.6	1,686	2.2
21	町 債	471,700	9.4	422,300	8.8	49,400	11.7
	合 計	4,996,000	100.0	4,809,000	100.0	187,000	3.9

令和5年度歳入当初予算額は、前年度に比べ、構成比の順序に大きな変化は見られませんが、町税、地方交付税、国庫支出金、繰入金、町債の増減幅が大きくなっています。また、町の税金などの自主財源比率は、23.6%となっています。

町税については、前年度と比較して主に個人町民税と固定資産税が増額となっています。

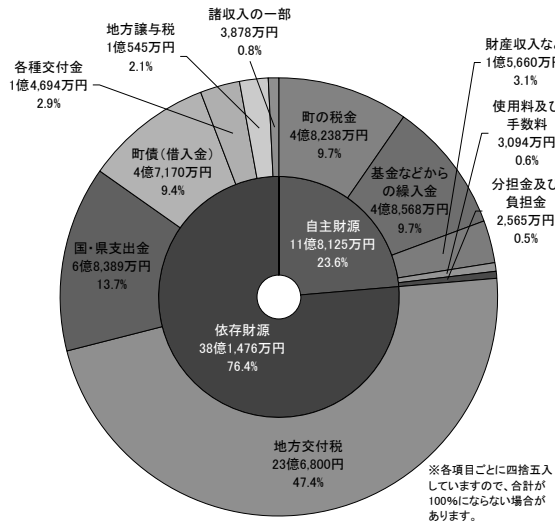
地方交付税については、国の計画などを基に推計し、町における近年の交付実績を考慮した上で前年度から減額を見込んでいます。

国庫支出金の減額については、主に新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の負担金及び補助金の減額によるものです。

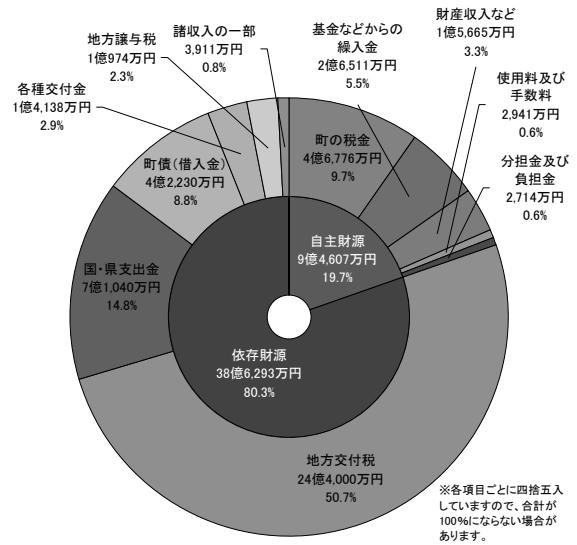
繰入金の増額については、主に財政調整基金繰入金、公共施設整備基金繰入金の増額によるものです。

町債については、タブコピアンプラザ改修事業及び旧簡易水道施設更新事業の完了などに伴う減少がある一方、せせらぎの郷改修事業に伴う新規の借入及び町道改良事業などにより増額となっています。

グラフ-2
令和5年度 一般会計歳入予算構成比



グラフ-3
令和4年度 一般会計歳入予算構成比

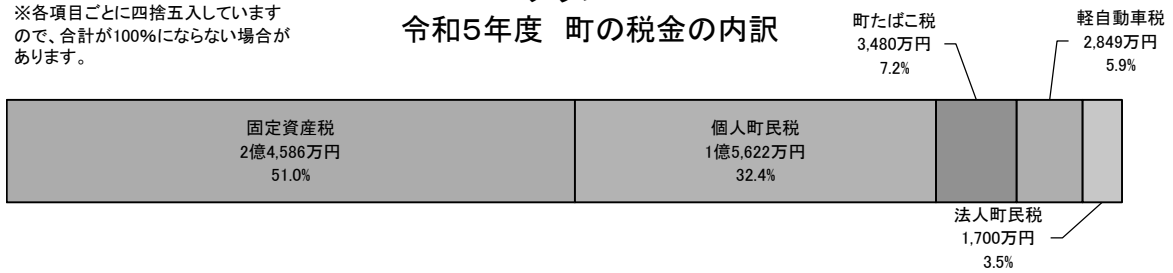


町の税金の令和5年度当初予算額は、4億8,238万円で、前年度と比べて1,462万円、3.1%の増額となっています。

税目別にみると、固定資産税が987万円、4.2%、個人町民税が786万円、5.3%、軽自動車税が73万円、2.6%それぞれ増額となっています。町たばこ税は前年度と同額となっています。

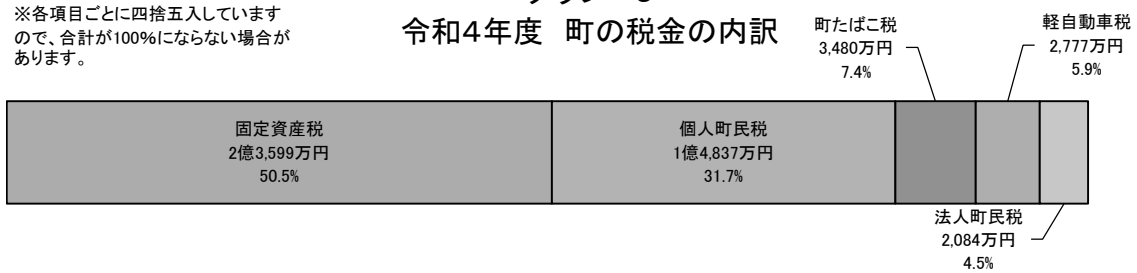
グラフ-4
令和5年度 町の税金の内訳

※各項目ごとに四捨五入していますので、合計が100%にならない場合があります。



グラフ-5
令和4年度 町の税金の内訳

※各項目ごとに四捨五入していますので、合計が100%にならない場合があります。



● 令和5年度一般会計【歳出】予算の概要

歳出当初予算額 49億9,600万円

【目的別】

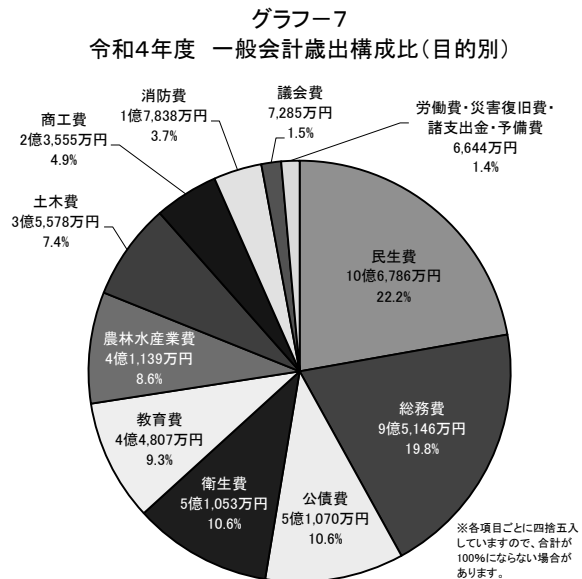
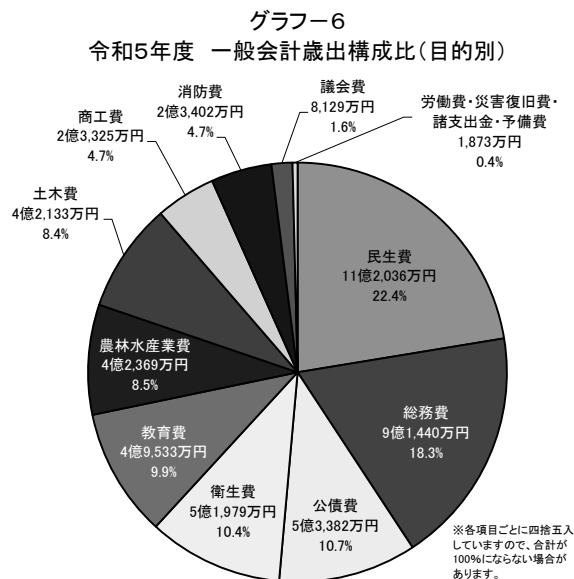
(単位：千円、%)

区分	年度	令和5年度		令和4年度		予算額比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1	議会費	81,289	1.6	72,845	1.5	8,444	11.6
2	総務費	914,397	18.3	951,459	19.8	△37,062	△3.9
3	民生費	1,120,358	22.4	1,067,863	22.2	52,495	4.9
4	衛生費	519,793	10.4	510,534	10.6	9,259	1.8
5	労働費	443	0.0	506	0.0	△63	△12.5
6	農林水産業費	423,688	8.5	411,388	8.6	12,300	3.0
7	商工費	233,246	4.7	235,554	4.9	△2,308	△1.0
8	土木費	421,334	8.4	355,781	7.4	65,553	18.4
9	消防費	234,015	4.7	178,379	3.7	55,636	31.2
10	教育費	495,333	9.9	448,065	9.3	47,268	10.5
11	災害復旧費	796	0.0	659	0.0	137	20.8
12	公債費	533,821	10.7	510,696	10.6	23,125	4.5
13	諸支出金	7,487	0.1	55,271	1.1	△47,784	△86.5
14	予備費	10,000	0.2	10,000	0.2	0	0.0
合計		4,996,000	100.0	4,809,000	100.0	187,000	3.9

歳出予算を、行政目的によって分類したものが上の表です。目的別予算では、町の大まかな予算の比重を知ることができます。令和5年度当初予算額では、民生費が最も多く、総務費、公債費（借入金の返済）、衛生費と続きます。

総務費においてはタブコピアンプラザの改修工事の完了、諸支出金においては簡易水道施設更新事業に伴う水道事業への繰出金の減少により減額となっています。

民生費においては、せせらぎの郷改修工事に伴う国民健康保険事業への繰出金が増額となっています。土木費の増額は、町道改良事業、除雪費などの増加によるものです。消防費においては、消防団ポンプ自動車の更新、教育費においては社会教育センターの除却事業などにより増額となっています。



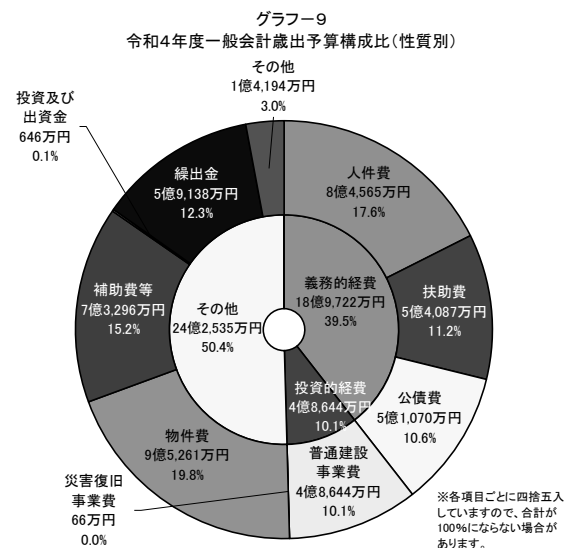
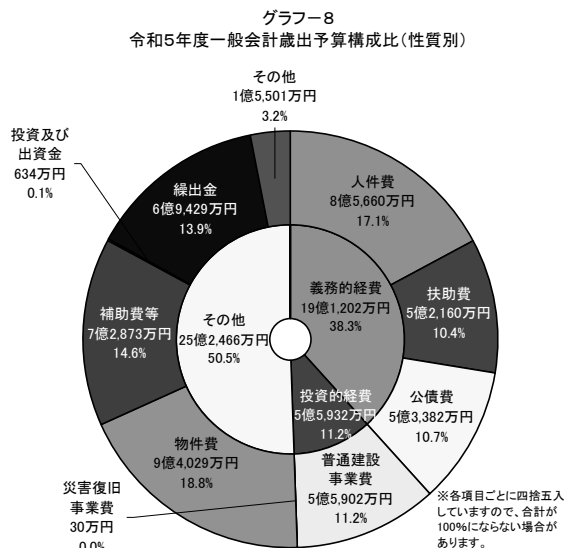
【性質別】

(単位：千円、%)

区 分	年 度	令和5年度		令和4年度		予算額比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1	人 件 費	856,601	17.1	845,647	17.6	10,954	1.3
2	物 件 費	940,288	18.8	952,607	19.8	△12,319	△1.3
3	維 持 補 修 費	92,009	1.8	77,797	1.6	14,212	18.3
4	扶 助 費	521,603	10.4	540,866	11.2	△19,263	△3.6
5	補 助 費 等	728,725	14.6	732,958	15.2	△4,233	△0.6
6	普 通 建 設 事 業 費	559,016	11.2	486,438	10.1	72,578	14.9
	補 助 事 業	168,252	3.4	158,158	3.3	10,094	6.4
	単 独 事 業	337,725	6.8	291,659	6.1	46,066	15.8
	県 営 事 業 負 担 金	47,114	0.9	29,021	0.6	18,093	62.3
	受 託 事 業	5,925	0.1	7,600	0.2	△1,675	△22.0
7	災 害 復 旧 事 業 費	300	0.0	0	0.0	300	皆増
8	公 債 費	533,821	10.7	510,696	10.6	23,125	4.5
9	積 立 金	27,193	0.5	28,035	0.6	△842	△3.0
10	投 資 及 び 出 資 金	6,343	0.1	6,462	0.1	△119	△1.8
11	貸 付 金	25,810	0.5	26,110	0.5	△300	△1.1
12	繰 出 金	694,291	13.9	591,384	12.3	102,907	17.4
13	予 備 費	10,000	0.4	10,000	0.2	0	0.0
合 計		4,996,000	100.0	4,809,000	100.0	187,000	3.9

歳出予算を、その経済的性質を基準として分類したものが上の表です。性質別に分類することは、町の財政の体質を分析する上で意義があります。

令和5年度当初予算額では、物件費が最も多く、人件費、補助費等、繰出金と続きます。前年度に比べ普通建設事業費、繰出金が大きく増額となっています。



Q2 町の借入金（町債）と積立金（基金）はどのくらいあるのですか？

令和4年度末借入金残高（見込額）（全会計）67億8,483万円
（前年度 67億8,594万円）

○町民1人あたりの借入金残高 137万円（前年度132万円）

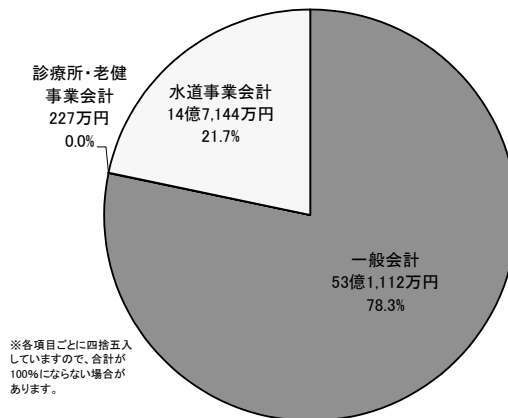
（令和5年2月末の住民基本台帳人口 4,953人
令和4年2月末の住民基本台帳人口 5,124人）

借入金（町債）の残高は、新たな借り入れよりも返済が多いため、前年度と比べると111万円減少する見込みです。

これは、これまで借りた借入金の返済が終了したことや、新たな借入金を抑制していることが要因です。

自治体では、その年度で使うお金は同じ年度に得る収入（町税や地方交付税など）で賄わなければなりません。しかし、多額の費用を必要とする道路整備や施設整備などの公共事業を通常の収入で賄うことはできません。そこで、自治体では公共事業を行うときに限り認められる借入金を活用しています。

グラフ-10
令和4年度末借入金残高（見込）

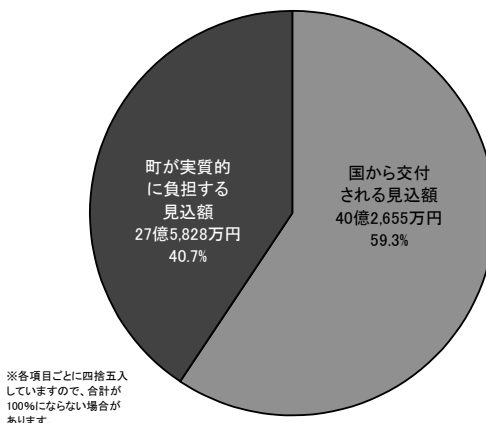


○借入金残高のうち町が実質的に負担する額 27億5,828万円

借入金（町債）の中には、公共施設の整備が遅れている過疎地域などで整備を進めやすいよう、返済額の一部を国が補てんする借入金や、本来国が補助金や交付金などの形で自治体に交付しなければならないものを国に代わって自治体が借り入れし、その返済額を国が補てんする借入金があります。

これらの借入金は、後年度、毎年返済する額などに応じて、地方交付税の計算に含めて各自治体に交付されています。

グラフ-11
令和4年度末借入金残高に係る実負担額（見込）



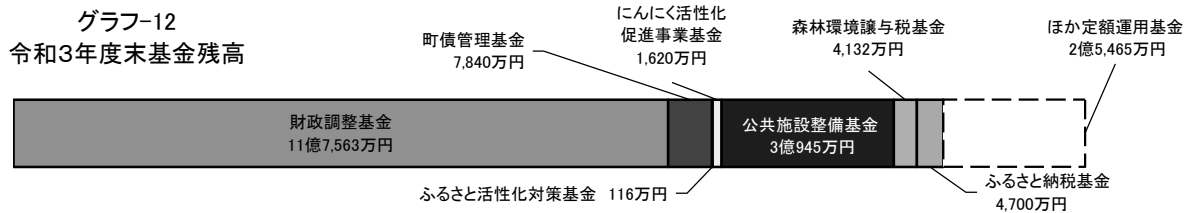
※借入金の返済に対して国から補てんされる額を将来にわたって正確に算出することはできませんが、おおよその目安として計算しています。

一般会計の積立金（基金）の残高

※積立金(基金)には、財政調整基金などの「積立基金」と、奨学資金や肥育素牛購入などの貸し付けを目的とする「定額運用基金」の2種類があります。ここでは、他団体と比較するため「定額運用基金」は除いて集計しています。

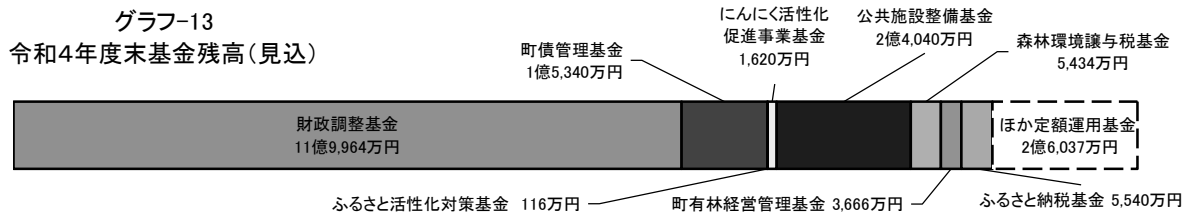
○令和3年度末積立金の残高

16億6,916万円
(全体 19億2,381万円)

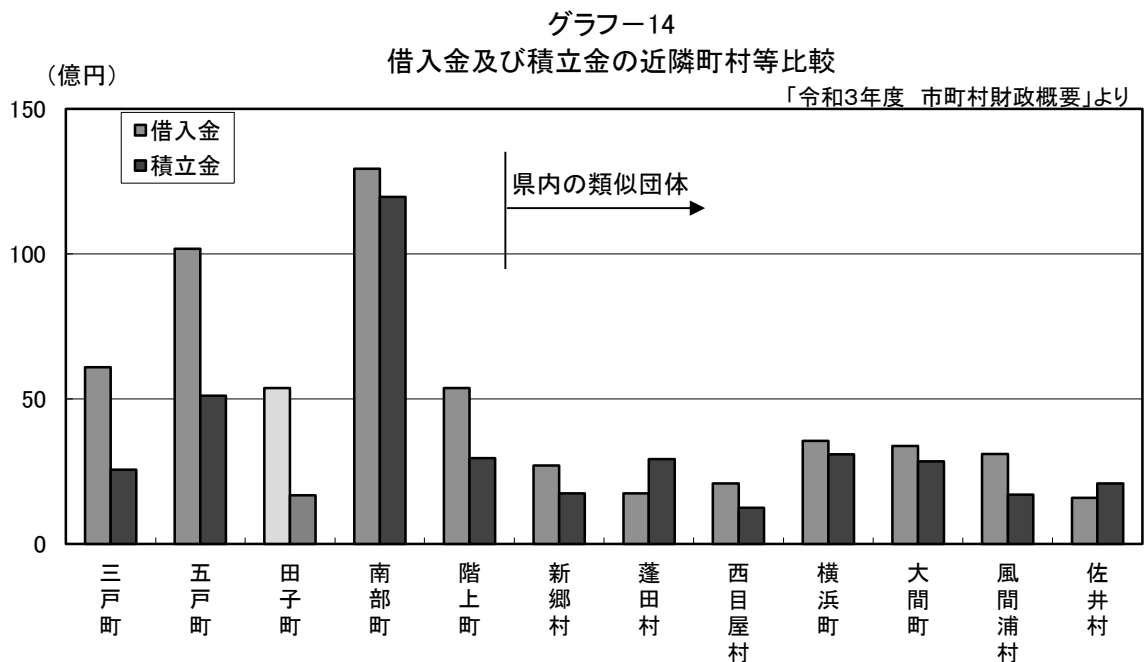


○令和4年度末積立金の残高(見込額)

17億5,720万円
(全体 20億1,757万円)



◆三戸郡内町村及び青森県内の類似団体の借入金と積立金(一般会計令和3年度決算時)



※「類似団体」とは、人口規模及び産業構造によってグループ化した自治体をいいます。田子町は、人口「5,000人未満」、産業構造「Ⅱ次、Ⅲ次産業の割合が80%未満」の「I-O」というグループに属しています。青森県内に8自治体あります。

Q3 町の財政は健全ですか？

財政の健全性を判断するには……

町の財政の健全性を判断する指標（指数、比率などの物差し）にはいろいろあります。分かりにくい指標ばかりですが、私たちの町の財政状況をしっかり把握し判断するために重要な指標です。住民自らが町の財政の健全性を判断できるように、指標の分かりやすい開示が求められています。

自治体の財政破たんを未然に防ぐために、国では平成19年に財政健全化法を定めました。

この法律は、新たな財政指標により、早期健全化と財政再生の2段階で自治体の財政悪化をチェックするとともに、特別会計や公営企業会計も併せた連結決算により、自治体の財政状況を明らかにしようとするものです。

この財政指標では、早期健全化基準（イエローカード）と財政再生基準（レッドカード）が定められ、さらに上水道などの公営企業会計についても、個別に経営健全化基準（イエローカード）が定められています。

財政健全化法に基づき、全国の自治体ではこれらの指標を公表し、指標のいずれかが基準を上回った自治体には、財政の健全化に向けた計画の策定など、さまざまな制約が課せられることとなります。

田子町の財政の健全性は？

令和元年度から令和3年度までの決算に基づく財政指標をもとに判断すると、**田子町の財政状況は、おおむね健全性を保っている**といえます。

しかし、財政健全化法による早期健全化などの対象にはならないものの、毎年度、歳入の50%程度を占める地方交付税の変動によっては、健全性を脅かす要素があります。今後も、借入金（町債）の発行抑制や経常経費の見直しなどにより、引き続き健全な財政運営を進める必要があります。

指 標	田子町			政令の規定による 田子町の適用比率	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
実質赤字比率	－ %	－ %	－ %	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	－ %	－ %	－ %	20.0%	30.0%
実質公債費比率	9.1%	8.4%	7.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	34.4%	30.3%	16.8%	350.0%	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「－」と表示しています。

指 標	田子町水道事業			経営健全化基準
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
資金不足比率	－ %	－ %	－ %	20.0%

※資金不足額がないため、資金不足比率は「－」と表示しています。

○令和3年度決算の実質収支比率（赤字の場合は実質赤字比率）

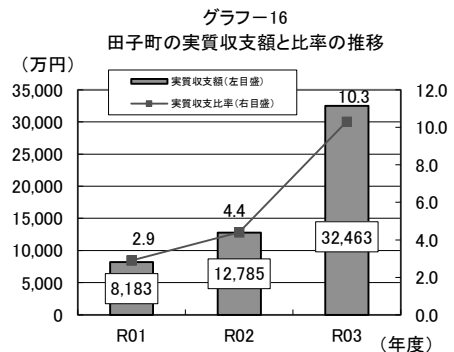
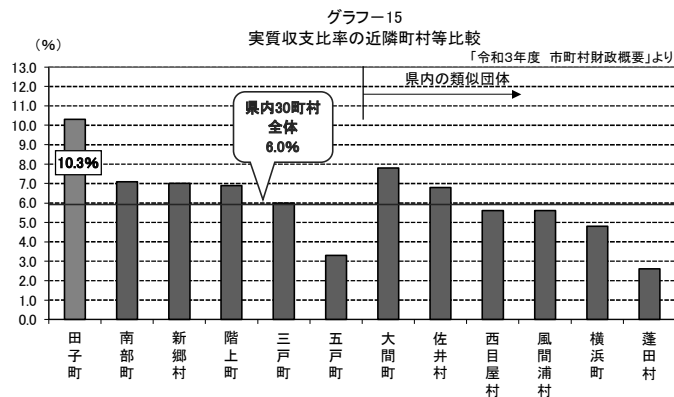
～一般会計等の収支決算をチェックします。数字が大きい方が、より健全です～

田子町は プラス10.3%

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年の一般会計等普通会計の決算により生じた実質収支額（収入から支出を差し引いた額）がどの程度の割合になるかを示す指標です。

収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなり、その年の決算が健全であったかどうかをチェックすることができます。財政健全化法では、「早期健全化基準」はマイナス15.0%、「財政再生基準」はマイナス20.0%と定められています。

田子町は、「プラス10.3%」（前年度プラス4.4%）となっています。なお、県内40市町村には、赤字決算（実質収支額がマイナス）の市町村はありませんでした。



○令和3年度決算の連結実質収支比率（赤字の場合は連結実質赤字比率）

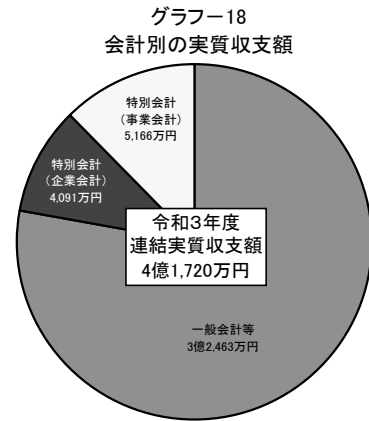
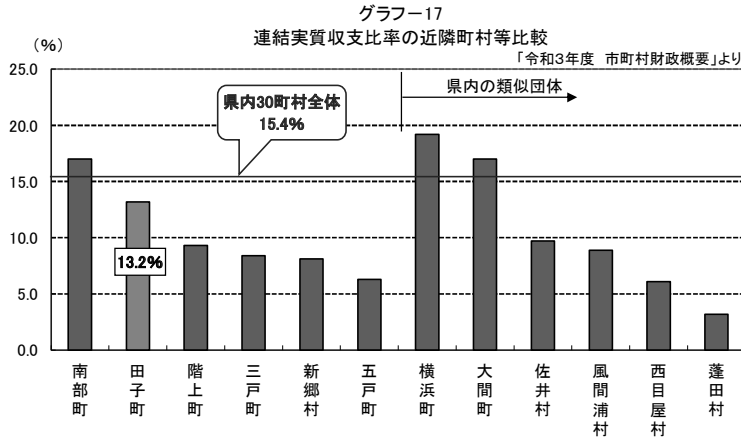
～すべての会計の収支決算をチェックします。数字が大きい方が、より健全です～

田子町は プラス13.2%

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、すべての会計の決算により生じた実質収支額（収入から支出を差し引いた額）がどの程度の割合になるかを示す指標です。

自治体の会計には、一般的な収支を管理する一般会計のほかに、国民健康保険や上水道などの事業に関する特別会計があります。これら会計の収支決算を民間企業の「連結決算」と同様に合計し、チェックするためのものです。「実質収支比率」と同様、連結の収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。財政健全化法では、「早期健全化基準」はマイナス20.0%、「財政再生基準」はマイナス30.0%と定められています。

田子町は、一般会計等の実質収支比率と同様に黒字で、「プラス13.2%」（前年度プラス7.7%）となっています。なお、県内40市町村には、赤字決算（実質収支額がマイナス）の市町村はありませんでした。



○令和3年度決算の実質公債費比率

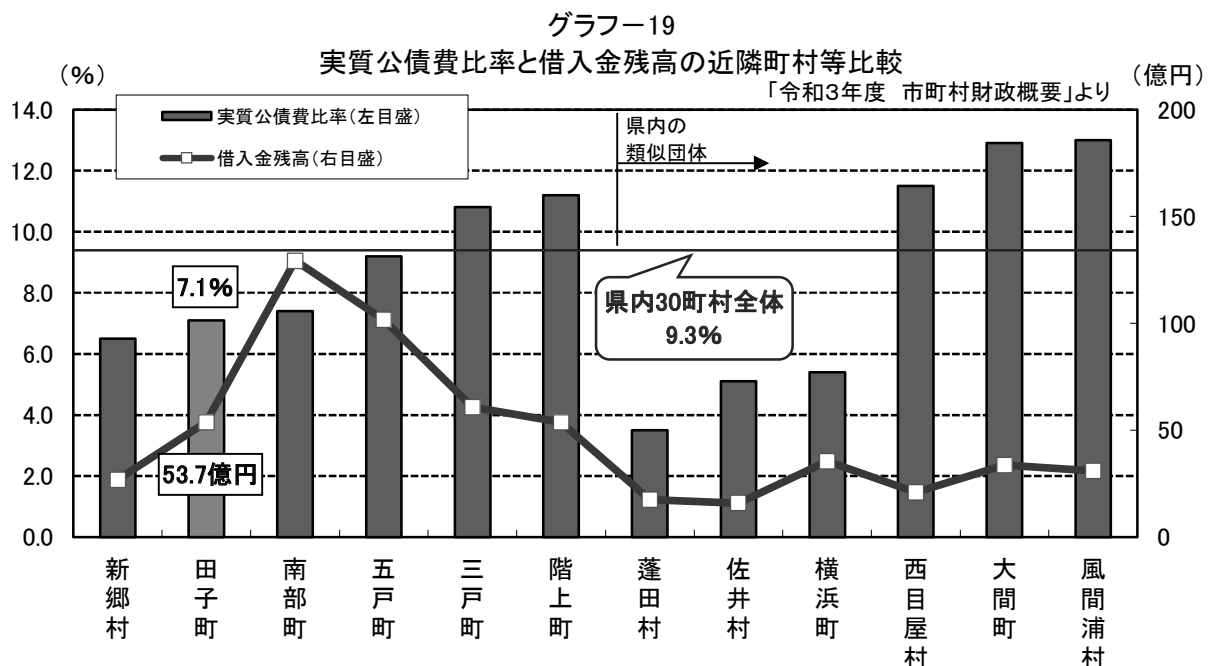
～借金負担の程度をチェックします。数字が小さい方が、より健全です～

田子町は 7.1%

町の税金や地方交付税など毎年決まって入ってくるお金（経常的な収入）に対して、借入金（町債）の返済にあてた経費（公債費）などの割合を示す指標です。一般会計、特別会計などすべての会計にわたり計算され、借金返済の負担が多すぎないかチェックすることができます。

チェックの目安として国が定めた基準により「18.0%」以上になると、新たな借入れ（地方債の発行）に際し段階的に制約を受けることになります。また、財政健全化法では、「早期健全化基準」は25.0%、「財政再生基準」は35.0%と定められています。

田子町は「7.1%」（前年度8.4%）となっています。



○令和3年度決算の将来負担比率

～将来負担すべき実質的な負債をチェックします。数字が小さい方が、より健全です～

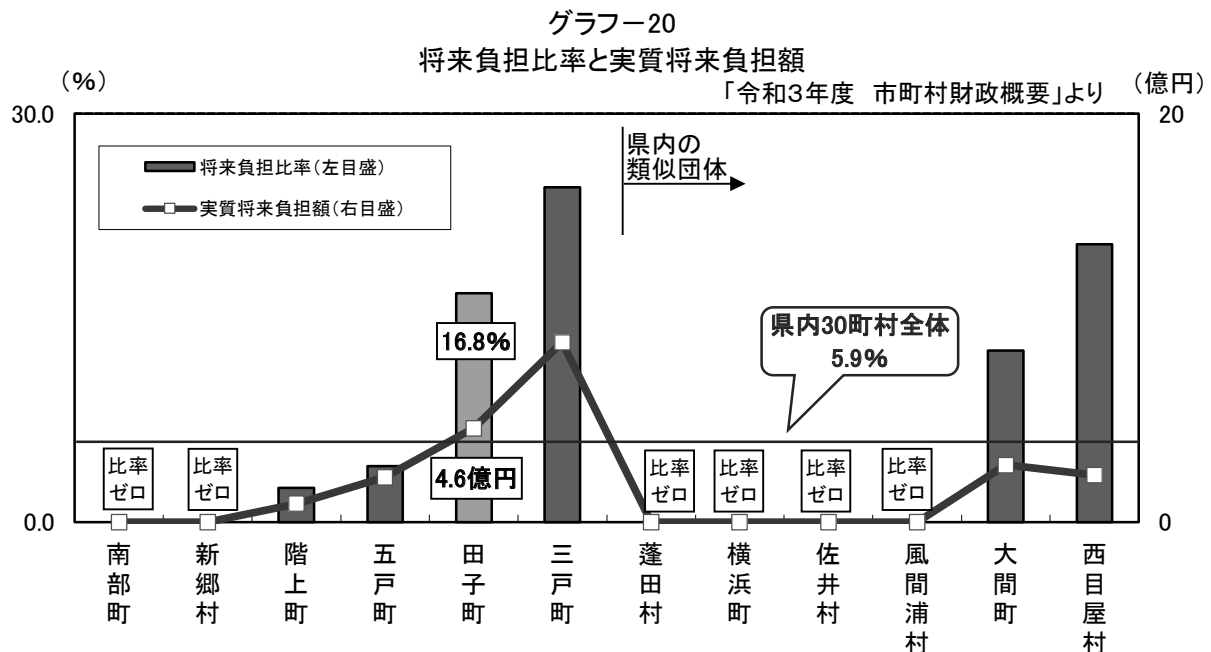
田子町は 16.8%

財政健全化法により新しく設けられた指標です。

まちの人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、借入金（町債）や債務負担（長期契約などにより複数年にわたり支払いの予定があるもの）などのすべての負担額から積立金（基金）などを引いた金額がどの程度の割合になるかを示す指標です。

借入金や債務負担には返済が将来発生するという仕組みがあるので、将来、肩代わりする可能性のある第3セクターの債務なども考慮し、実質的な財政負担全体の状況を数値として表すことができます。財政健全化法では、「早期健全化基準」は350.0%と定められています。

田子町は、「16.8%」（前年度30.3%）となっています。



○令和3年度決算の資金不足比率

～公営企業会計の健全度合いをチェックします。数字が大きい方が、より健全です～

田子町は 不足額なし

財政健全化法により新しく設けられた指標です。

上水道などの公営企業会計について、実質収支額（収入から支出を差し引いた額）を料金収入などの事業規模と比較して指標化します。

「実質収支比率」「連結実質収支比率」と同様、収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。財政健全化法では、「経営健全化基準」はマイナス20.0%と定められています。

田子町には、上水道事業の公営企業会計がありますが、資金不足額はありません。

田子町協働のまちづくり条例

町では、平成21年6月に協働のまちづくり条例が制定され、平成22年4月1日から施行しています。協働のまちづくり条例では、「町民全てが幸せになる田子」の実現を目指し、次代に個性豊かな魅力あふれるまちを引き継ぐため、私たちの役割を明らかにしています。

協働のまちづくり条例は、私たちの手でまちづくりを進めるための基本ルールとなるため、4年に1度の見直し義務付けられています。「協働のまちづくり条例」が将来に渡ってふさわしいものであり続けるために、皆様のご意見をお寄せください。

田子町協働のまちづくり条例

(平成21年6月10日条例第17号)

前文

私たちの田子町は、みどり豊かな恵まれた自然のもと、先人の英知と努力により伝統と文化がはぐくまれ、にんにくをはじめとする地域の特色をいかした産業の発達と活力あるまちとして発展してきました。

先人から受け継いだこのまちを、すべての人が生涯にわたり知性と文化を高め、健康でいきいきと安心して暮らし、働くよるこびを知り、子どもたちが将来に希望を持ちながらすこやかに成長できるまちとして次代に引き継いでいくことが私たちの願いです。

ここに私たちは、田子町民であることに誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、町民主体によるまちづくりが保障され、町民、事業者、町および議会がそれぞれ社会にはたす役割を自覚しながら、協働のまちを推進することを町政運営の基本とし、町民全てが幸せになる田子の実現のために、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民が主体となった自治と、参画と協働による開かれた地域運営をすすめるために、田子町における基本原則を定め、もって魅力ある個性豊かな田子の地域社会の実現をはかることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 町民 田子町内に在住し、または通勤し、もしくは通学する個人をいう。
- (2) 事業者 田子町内に事務所または事業所を有する法人または個人をいう。
- (3) 議会 田子町議会をいう。
- (4) 地域コミュニティ 町民が連帯感をもって生活する一定範囲の基礎的な近隣社会をいう。
- (5) 協働 町民、事業者、町および議会がお互いの果たすべき責務を認識し、それぞれの立場を対等なものとして尊重する考えのもと、公共的な目的をはたすため、お互いに協力して働くことをいう。
- (6) 町 町長の内部組織、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会およびその事務組織をいい、全体としていわゆる「田子町の行政組織」のことをいう。

第2章 基本理念

(基本理念)

第3条 田子のまちづくりは、地域の力をいかし、自らが考え行動するという自治の理念を実現し、町民一人ひとりの幸せをめざすために、町民、事業者、町および議会の協働による地域の運営がおこなわれることを基本とする。

第3章 権利及び責務

(町民の権利及び責務)

第4条 町民は、自由かつ平等な立場で地域の運営に参加する権利を有する。

2 町民は、前条に定める「基本理念」にのっとり、事業者、町および議会とともに地域の運営を主体的になう者としての自覚を持ち、協働による地域運営の推進につとめるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、地域社会を構成する一員として、その役割を認識し、協働による地域運営の推進に対する理解と協力につとめるものとする。

(町の責務)

第6条 町は、第3条に定める「基本理念」にのっとり、総合的で計画的かつ効率的な町政運営をおこない、また開かれた地域の運営に資するようにつとめなければならない。

2 町は、町民の自主的な地域の活動を促進し、もって協働による地域運営を推進しなければならない。

3 町は、政策形成に町民の意見を広く反映させるため、総合的かつ計画的な町の基本構想およびこれを具体化するための計画の策定など、重要な政策などの立案の過程において、町民参画の機会の確保につとめなければならない。また、町民の意見を傾聴しなければならない。

4 町は、町の政策、施策、事業（以下「町の仕事」という。）について、その重要なものの企画立案及び実施に当たっては、その内容、必要性、妥当性などを町民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有する。

(町長の責務)

第7条 地方自治法第1条にのっとり、町長は、町の代表者として、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保」につとめ、公正かつ誠実に町民に開かれた町政運営をおこなうとともに、協働による地域運営につとめなければならない。

2 町長は、協働による地域運営に対する町職員の理解が促進されるよう、意識啓発につとめなければならない。

(議会の責務)

第8条 議会は、町民の代表から構成される町的意思決定の議決機関として、常に広く町民から意見をもとめるようにつとめ、公正かつ誠実な議会運営をおこなわなければならない。

2 議会は、常に情報を町民に提供する開かれた議会運営をおこなわなければならない。

3 議会は、協働による地域運営がすすめられることにかんがみ、開かれた町政運営がおこなわれるように監視をおこなわなければならない。

第4章 情報共有の原則

(情報の共有)

第9条 町、町民、事業者および議会は、町の仕事を含め、地域の運営に関する必要な情報を相互に共有するようにつとめるものとする。

(情報共有の推進)

第10条 町は、情報共有を進めるため、次の各号に掲げるしくみを設けることにより、町の仕事および地域の情報について総合的に共有するようにつとめなければならない。

(1) 町の仕事に関する町の情報をわかりやすく提供するしくみ

(2) 町の仕事に関する町の会議を公開するしくみ

(3) 町民の意見および提言などがまちづくりに反映されるしくみ

(附属機関等の委員の公募)

第11条 審議会、委員会その他の附属機関の委員の選任は、町民の多様な意見を反映できるよう、適切にこれをおこなわなければならない。

(住民投票)

第12条 町長は、町政運営上の重要な事項について、広く住民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

- 2 前項の場合において、町長は、住民の適切な判断に資するよう、投票に係る事案についての情報を提供しなければならない。
- 3 町長および議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 4 住民投票の実施に関し必要な事項は、そのつど条例で定める。

第5章 参画と協働の推進

(参画と協働の原則)

第13条 町は、協働による地域運営を推進するため、町民の地域活動および町政への参画が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

- 2 町は、前項の措置を講ずるにあたっては、町民活動の自主性および自立性を尊重し、総合的かつ計画的におこなわなければならない。
- 3 町民は、町民活動に対する理解および地域を構成する者としての自覚を深め、参加および協働につとめるものとする。

(地域コミュニティ活動の推進)

第14条 町は、地域コミュニティ活動が促進されるように地域担当職員制度などの必要な措置を講ずるようにつとめ、地域コミュニティのしくみの構築について、情勢に応じて地域住民と協議し推進するようにつとめるものとする。

- 2 町民は、共助の精神をもって地域をささえる地域住民の一員であるという認識のもと、地域コミュニティ活動に対する理解を深め、参加および協力につとめるものとする。
- 3 地域コミュニティをになう自治会などは、地域の実状に応じて柔軟で開かれた運営につとめるものとする。

(推進体制)

第15条 町は、参画と協働の推進をはかり、その取り組みを見守るための町民からなる推進会議（以下「推進会議」という。）を常設のものとして設ける。

- 2 推進会議は、20人以内をもって組織し、その推進会議の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

第6章 評価制度

(評価制度)

第16条 町は、町民または第三者からの意見を傾聴し、町政運営の評価をおこなうものとする。

- 2 町は、町政運営について、よりよい評価のしくみづくりにつとめなければならない。

第7章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第17条 町は、政策などの立案、および条例、規則などの制定または改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。

- 2 町民および事業者は、地域の運営にかかわるときは、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

第8章 雑則

(条例の見直し)

第18条 町は、社会情勢などの変化を踏まえ、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が田子町にふさわしいものであり続けているかどうかなどを検討するものとする。

- 2 見直しにおいては、推進会議による検討を経なければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

こんなときは？（役場や緊急時の連絡先）

- 税金、税の各種証明書
- 地籍管理の成果
- ふるさと納税など

【お問い合わせ】 税務課税務グループ（役場庁舎 2 階） ☎ 20-7112

- 住民票、戸籍、印鑑登録、各種証明書
- ごみ、合併処理浄化槽、犬の登録、墓園
- 自治会、コミュニティバスなど

【お問い合わせ】 住民課住民環境グループ（役場庁舎 2 階） ☎ 20-7113

- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金
- 高齢者福祉（敬老会、老人クラブ助成事業）
- 障害者福祉（介護・訓練施設入所支援、更正医療・精神通院医療支給、障害者手帳交付など）

【お問い合わせ】 住民課福祉グループ（役場庁舎 2 階） ☎ 20-7119

- 子育て支援（児童手当、保育園入園手続き等、子ども医療費助成、入学祝い金など）
- 定住移住（雇用促進、通勤支援、住宅助成、結婚祝い金など）

【お問い合わせ】 住民課子育て定住移住支援室（役場庁舎 2 階） ☎ 23-0678

- 生活保護
- 介護保険、高齢者福祉
- 出産、育児
- 健診、予防接種、健康教室など

【お問い合わせ】 地域包括支援課（せせらぎの郷） ☎ 20-7100

- 道路、河川、土地利用、除雪、公園
- 町営住宅
- 建築工事届、屋外広告物、大規模開発行為届出など

【お問い合わせ】 建設課建設グループ（役場庁舎 3 階） ☎ 20-7117

- 上水道（水道使用の開始・中止・廃止、水道の使用者・所有者の変更など）

【お問い合わせ】 建設課水道グループ（役場庁舎 3 階） ☎ 20-7118

資料編

- 水田等営農対策
- 家畜防疫、公共牧野
- 民有林伐採届
- たっこにんにくの生産振興など
- その他農林業全般に関する振興対策など

【お問い合わせ】 産業振興課 1次産業戦略推進グループ（役場庁舎 1階） ☎ 20-7115

- 商工業、観光イベントなど

【お問い合わせ】 商工振興課 2次3次産業戦略推進グループ（役場庁舎 1階） ☎ 20-7114

- 6次産業化の推進
- 農産物流通、農産加工品開発など

【お問い合わせ】 商工振興課 6次産業戦略推進グループ（役場庁舎 1階） ☎ 23-0153

- 防災、消防
- 人事管理、情報公開

【お問い合わせ】 総務課総務グループ（役場庁舎 2階） ☎ 20-7111

- 財政、行政改革
- 公共工事入札参加資格審査申請
- 電算処理・地域情報化など

【お問い合わせ】 総務課財政行革グループ（役場庁舎 2階） ☎ 20-7111

- 協働のまちづくり、政策の総合的調整、国際交流、広報・広聴
- 町の総合計画、男女共同参画、統計など

【お問い合わせ】 政策推進課政策推進グループ（役場庁舎 2階） ☎ 20-7127

- 生涯学習、余暇活動、スポーツ、文化芸術
- 体育施設、公民館、総合型地域スポーツクラブなど

【お問い合わせ】 教育課スポーツ・社会教育グループ（田子町中央公民館） ☎ 20-7070

- 幼稚園、小学校、中学校など

【お問い合わせ】 教育課学務グループ（田子町中央公民館） ☎ 20-7072

○図書の貸し出し、図書の検索・予約など

【お問い合わせ】 町立図書館 ☎ 20-7221

○農地の権利移動（売買・贈与）、農地の賃貸・あっせん、農地転用

○農業者年金、経営移譲など

【お問い合わせ】 農業委員会（役場庁舎 1 階）☎ 20-7120

○医療、健康診査

【お問い合わせ】 町立田子診療所 ☎ 32-3171

○介護老健施設利用サービス（長期入所・短期入所・通所リハビリテーション）

【お問い合わせ】 老健たっこ ☎ 32-3172

○訪問看護利用サービス

【お問い合わせ】 訪問看護ステーション（せせらぎの郷 2 階）☎ 32-3177

○出納室 ☎ 20-7122

○田子幼稚園 ☎ 32-2340

○学校給食センター ☎ 32-2277

○選挙管理委員会 ☎ 20-7111

○議会事務局・監査委員 ☎ 20-7121

○ケーブルテレビ・プラザ ☎ 20-7229

【緊急時の連絡先】

官公庁	田子町役場	☎ 0179-32-3111
	三八地域県民局地域整備部（河川等）	☎ 0178-27-5111
警察（110番）	三戸警察署	☎ 0179-22-1135
	田子駐在所	☎ 0179-32-3109
消防・救急（119番）	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	☎ 0178-44-2131
	三戸消防署	☎ 0179-22-1140
	三戸消防署田子分署	☎ 0179-32-3104
病院	田子診療所	☎ 0179-32-3171
	三戸中央病院	☎ 0179-20-1131
ライフライン （電話・電気・水道）	NTT 東日本青森	☎ 0178-45-4270
	東北電力八戸営業所	☎ 0178-43-5612
	田子町役場建設課	☎ 0179-20-7117



田子町は 「日本で最も美しい村」連合に 加盟しています

「日本で最も美しい村」連合ロゴマーク

「日本で最も美しい村」連合は、下記の**3つの目的**を達成するために活動をしています。

- ①加盟町村の継承（人材）
- ②加盟町村の自立・発展（仕事）
- ③加盟町村の景観・地域資源の保護・保全（自然）

田子町もこの目的に共感し、平成27年度に連合へ加盟をしました。



令和2年度に
推進計画が
策定されました。

町では、この3つの目的に取り組むため、「田子町美しいまちづくり推進計画」を策定しました。計画の中では、町の将来の美しいまちづくりのビジョンとして

地域の財産と絆を育み 人が輝く ふるさとたっこ

を掲げています。

また、この3つの目的について、基本目標を定め、積極的に取り組むため、29個のアクションプラン（行動計画）を策定しています。



**田子町美しいまちづくり推進計画
アクションプラン②『環境美化の推進』**

アクションプランのロゴマーク

次のページからは、推進計画に基づく事業をご紹介します。

～人材(教育文化・健康・福祉)に関して～

基本目標

1

共に学び交流し、支え合い、 みんなで心豊かに暮らす

ふれあいや交流を通じて、伝統文化の継承や地域の担い手の育成、仲間づくりを推進します。また、一人一人が支え合いながら安心して生きがいを持ち、健康で心豊かに暮らせるまちを目指します。

■001	教育振興費	14
■002	小学校運営費	14
■003	中学校運営費	14
■004	小学校管理費	14
■005	中学校管理費	14
■006	教育環境整備費	14
■007	小学校施設修繕事業	15
■008	中学校施設修繕事業	15
■009	教材備品等購入事業	15
■010	就学援助費(小学校)(中学校)	15
■011	保育料軽減事業(幼稚園)	15
■012	施設の管理運営(幼稚園)	15
■013	奨学資金事業	16
■014	高校修学支援事業	16
■015	幼少教育支援事業	16
■016	県中体連等派遣補助金	16
■022	校務支援事業	17
■023	校歌保存・継承事業	17
■024	教員住宅管理費	17
■025	スポーツ賞の表彰	18
■026	歴史の窓風景画作成	18
■027	文化賞の表彰	18
■028	農山村広場維持管理	18
■029	県民駅伝田子町実行委員会への補助	19
■030	町民プール維持管理	19
■031	農業者トレーニングセンターの維持管理	19
■032	町民グラウンド維持管理	19

～人材(教育文化・健康・福祉)に関して～

■033	小中学校スクールバス運行事業	19
■034	町民大運動会の開催	20
■035	チャレンジデーの開催	20
■036	水泳教室の開催	20
■037	健康ウォークの開催	21
■038	田子神楽後継者養成講座	21
■039	スポーツ推進委員の活動	21
■040	郷土芸能魅力発信事業	21
■045	公営塾実施事業	22
■046	外国語指導助手事業	23
■048	中学生海外派遣事業	23
■049	スポーツ及び文化団体等大会出場費補助金	23
■050	田子ひとくるめや文化祭の開催	23
■051	中央公民館の維持管理	24
■052	社会教育センター解体事業	24
■053	文化財保護審議会の運営	24
■054	上郷公民館の維持管理	24
■055	二十歳を祝う会の開催	24
■056	生涯学習町民研修会	25
■057	GIGAスクール推進事業	25
■059	社会教育委員の運営	25
■060	公民館運営審議会の運営	25
■062	公民館講座の実施	26
■063	図書館子育て支援事業	26
■064	図書館運営事業	27
■065	キャンピングワールドの開催	28
■066	ひとり親家庭等医療費助成事業	30
■067	未熟児養育医療給付事業	30
■068	乳幼児医療費給付事業	30
■069	子ども医療費助成事業	30
■070	子育てサロン推進事業	30
■071	保育料軽減事業	31
■072	教育・保育給付費等事業	31
■073	保育園延長保育一時預かり事業	31

～人材(教育文化・健康・福祉)に関して～

■074	児童手当支給事業	31
■075	入学祝い金支給事業	31
■081	心の健康づくり事業	33
■082	保健推進員活動費	33
■085	老人クラブ助成事業	33
■087	学童運営事業	34
■088	結婚祝い金支給事業	34
■090	健康増進事業	34
■094	健康宣言推進事業	35
■102	ほのぼのコミュニティ21推進事業	36
■105	食生活改善事業	37
■119	介護予防・日常生活支援総合事業	41
■133	同窓会等支援事業	44
■209	定住移住促進通勤支援事業	62
■210	若者定住移住促進住宅料助成金支給事業	62
■242	自主防災組織育成事業	69
■262	協働のまちづくり推進事業	75



基本目標

2

「田子育ち」の産業に誇りを持ち、 自立した営みとにぎわいを生み出す

「田子育ち」の特色ある農業を自立した生業となるよう育み、田子町の産業の土台として築きます。
また、その土台を基に商業・観光で町内外の人に愛される『にぎわい』を生み出す取り組みを推進します。

■041	映画監督相米慎二魅力発信事業	22
■134	農作物災害対策事業	46
■135	水田営農対策事業	46
■136	葉たばこ生産振興対策事業	46
■137	農業者収入保険加入促進事業	46
■138	野菜等産地力強化支援事業	46
■139	にんにくオリジナル種子増殖事業	47
■140	野菜畑等土壌診断経費補助事業	47
■141	農地中間管理事業	47
■142	農作物生産力強化対策事業	47
■143	農地利用促進対策事業	47
■144	中山間地域等直接支払制度事業	48
■145	多面的機能支払制度事業	48
■146	にんにく関連施設管理費	48
■147	たっこにんにくブランド品質向上対策事業	49
■148	農業農村組織化促進対策事業	49
■154	新規就農者育成総合対策事業	50
■155	新規就農者定着支援事業	50
■156	農業者年金受託業務費	50
■157	農地利用最適化推進事業	50
■158	農業チャレンジ支援事業	50
■160	認定農業者拡充事業	51
■162	6次産業化推進事業	51
■164	たっこ農業・農村魅力発信事業	52
■166	たっこにんにくブランド管理対策事業	52
■167	町有林造林単独事業	52
■168	青森水源林造林事業	53

～仕事(産業・経済・観光・食文化)に関して～

■169	森林経営管理事業	53
■172	産地直売所を核とした地域活性化推進事業	53
■173	たっこ売り込み事業	53
■174	北里大学連携事業負担金	54
■175	公共牧野組合運転資金貸付	54
■176	草地畜産基盤整備事業	54
■177	連携中枢都市圏連携事業	54
■178	田子牛産地形成事業費補助金	54
■179	堆肥生産技術普及活動事業	54
■180	堆肥舎管理費	54
■181	酪農支援事業	54
■182	家畜防疫推進事業	55
■183	田子高原広域事務組合負担金	55
■186	地域商業活性化支援事業	55
■188	環十和田湖ゲートウェイ推進事業	56
■191	ご当地グルメ推進事業	57
■197	地域活性化対策事業	58
■207	田舎暮らし体験事業	61



基本目標

3

緑豊かな自然を大切にし、 心あたたまる美しいふるさとを 次世代に引き継ぐ

緑豊かな自然やきれいな川を目指す景観・まちなみづくりと、心あたたまる美しい自然とのふれあいに関する取り組みを通して、先人から受け継がれた豊かな自然の恵みを次世代に引き継いでいくことを目指します。

■043	田子町サイン整備事業	22
■159	農業用廃プラスチック適正処理推進対策事業	51
■161	生分解性マルチ促進対策事業	51
■165	町有林環境整備事業	52
■194	みろくの滝親水広場周辺維持管理費	57
■195	タップコプ創遊村推進事業	58
■196	創遊村229スキーランド管理運営費	58
■201	美しいまちづくり推進事業	60
■202	合併浄化槽設置費補助事業	60
■219	町道維持管理事業	64



田子町民憲章、町の花・木・鳥

田子町民憲章

わたくしたちは、熊原の清流とみどりこき奥羽の山なみにいだかれた田子の町民です。わがふるさとは、ふるく平安の世に開けた南部藩ゆかりの歴史ある、人情ゆたかなところ です。

わたくしたちは、この郷土をこよなく愛し、誇りと自信を持って、さらに住みよく夢 多い町をつくるために、町民憲章をさだめます。

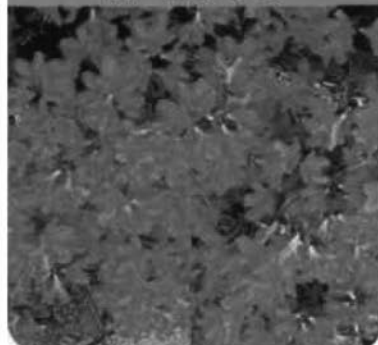
- 1 みどり豊かな
美しい町にしましょう
- 1 教育と文化を高め
希望にあふれる町にしましょう
- 1 健康と安全に心がけ
住みよい町にしましょう
- 1 すすんではたらき
みんながしあわせな町にしましょう
- 1 きまりを守り 心をあわせて
いきいきとした町にしましょう

木・ナナカマド



町の花・木・鳥

花・山ツツジ



鳥・キセキレイ



まちの仕事帳（令和5年度田子町予算説明書）

令和5年5月

発行 田子町役場 政策推進課

〒039-0292 青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平81

TEL 0179-32-3111 FAX 0179-32-4294

E-mail takko0104a@town.takko.lg.jp